

第 1 4 号議案

平成 2 7 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択についての基準、
選定資料および採択目録の決定について

別紙のとおり、平成 2 7 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択につ
いての基準、選定資料および採択目録を決定する。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日 提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

「平成 2 7 年度に使用する学校教育法第 3 4 条第 1 項、第 8 2 条およ
び附則第 9 条に規定する教科用図書の採択に係る指導、助言」に係る諮
問に対する福井県教科用図書選定審議会の答申に基づき、福井県義務教
育諸学校教科用図書採択についての基準、選定資料および採択目録を決
定したいので、この案を提出する。

福井県義務教育諸学校教科用図書採択基準(案)

- 1 市町(立)小学校において使用する教科用図書の採択指導について
 - (1) 「無償措置法」第13条第1項および第3項の規定により、採択地区内においては種目ごとに同一の教科用図書を採択すること。
 - (2) 採択地区内において種目ごとに同一の教科用図書を採択するために、採択地区内の関係教育委員会等の共同の協議機関としての教科用図書採択地区協議会(以下「地区協議会」という)を設置し、所期の目的が達成されるようすること。
 - (3) 採択に当たっては、教育委員会の責任を明らかにする方法によって行い、教職員の投票などにより決定することのないようにすること。
 - (4) 採択地区内において、種目ごとに同一の教科用図書を採択するときは、選定審議会の答申に基づく福井県教育委員会の教科用図書選定資料を十分に活用すること。
- 2 小学校・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択指導について

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択に当たっては、選定審議会の答申に基づく福井県教育委員会の「一般図書選定資料(小学校・中学校特別支援学級および国立大学法人附属特別支援学校)」を十分に活用すること。
- 3 国立大学法人附属特別支援学校の小学部・中学部で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択指導について

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択に当たっては、選定審議会の答申に基づく福井県教育委員会の「一般図書選定資料(小学校・中学校特別支援学級および国立大学法人附属特別支援学校)」を十分に活用すること。
- 4 県立特別支援学校の小学部・中学部で使用する教科用図書の採択について

文部科学省検定教科書を採択する場合は、その学校が所在する採択地区と同種の教科書の当該学年または下学年のものを採択する。

文部科学省検定教科書および文部科学省著作教科書以外の学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択に当たっては、選定審議会の答申に基づく福井県教育委員会の「一般図書採択目録(県立特別支援学校)」から採択する。
- 5 学校、市町教育委員会および地区協議会との採択事務体制について

市町教育委員会、嶺南教育事務所および地教委連絡協議会に勤務する指導主事、国立大学法人附属学校および私立学校に勤務する教員を教科用図書採択事務連絡協議会委員に委嘱し、採択事務の適正な執行を図ること。
- 6 その他留意事項について

教科用図書採択の公正確保については十分に留意し、発行者の過大な宣伝に惑わされることのないようにすること。

教科書採択事務に関する情報の公表について（案）

1 公表時期

平成26年9月1日（月）～平成26年9月14日（日）

2 公表場所

県民サービス室〔県庁1階〕（福井市大手3-17-1 TEL 0776-20-0575）

嶺南教育事務所指導相談課（小浜市遠敷2-205 TEL 0770-56-1304）

3 公表内容

- (1) 平成26年度福井県教科用図書選定審議会委員名簿
- (2) 平成26年度福井県教科用図書選定審議会の審議内容
- (3) 平成27年度使用公立小学校教科用図書採択結果
- (4) 福井県義務教育諸学校の教科用図書採択基準
- (5) 平成27年度使用小学校教科用図書選定資料
- (6) 平成27年度使用小学校・中学校特別支援学級および国立大学法人附属特別支援学校一般図書選定資料
（平成27年度使用県立特別支援学校一般図書採択目録）
- (7) 平成27年度使用小学校・中学校特別支援学級および国立大学法人附属特別支援学校文部科学省著作教科用図書選定資料
（平成27年度使用県立特別支援学校文部科学省著作教科用図書採択目録）

4 公表についての周知方法

3の(1)～(7)が公表されていることを当課ホームページに掲載し、周知を図る。
なお、3の(3)採択結果については、ホームページにも掲載する。

5 その他の情報について

調査員名については、情報公開条例に基づく公開請求があった場合のみ請求者に公開する。

平成26年度 福井県教科用図書選定審議会委員

(敬称略)

番号	施行令による区分	地域／団体	氏 名	役 職 名
1	義務教育諸学校の校長 及び教員	福井高志地区 (福井市・永平寺町)	平馬 吉隆	県校長会長 (福井市湊小)
2		奥越地区 (勝山市・大野市)	黒田 眞生	小学校長会長 (勝山市村岡小)
3		坂井地区 (あわら市・坂井市)	大代 紀夫	校長会長 (あわら市金津小)
4		丹南地区 (鯖江市・越前町・越前市・ 池田町・南越前町)	木村 嘉春	校長会長 (越前市武生東小)
5		嶺南地区 (敦賀市・小浜市・美浜町・ 高浜町・おおい町・若狭町)	下南 貢	校長会代表 (若狭町立みそみ小)
6		県立特別支援学校	原口 典子	特別支援教育専門家 (福井東特別支援学校校長)
7		県特別支援教育研究連盟会長 (小学校長)	堀 一之	県特別支援研究連盟事務局 (鯖江市借陰小学校校長)
8	県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事 その他学校教育に専門 的知識を有する職員並 びに市町村の教育委員 会の委員、教育長及び 事務局に置かれる指導 主事その他学校教育に 専門的知識を有する職 員	福井高志地区教育委員会	内田 高義	教育委員会教育長 (福井市教育長)
9		奥越地区教育委員会	洞口 幸夫	大野市教育委員長
10		丹南地区教育委員会	辻川 哲也	鯖江市教育長
11		嶺南教育事務所	田中 治	所長
12		県教育委員会	荒川 誠	教育庁指導主事
13		県特別支援教育センター所長	前田 英隆	センター所長
14	教育に関し学識経験を 有する者	大学関係者	寺岡 英男	福井大学副学長
15		新聞社論説委員長	北島 三男	福井新聞社論説委員長
16		県社会教育委員連絡協議会	太田 朗夫	連絡協議会会長
17		県PTA連合会	石川 浩	小学校保護者 (連合会副会長)
18		県特別支援教育振興会	松田 幸枝	特支教育の保護者代表 (振興会会長)
19		県人権擁護委員連合会	藤井 健夫	県人権擁護委員 (連合会会長)

平成26年度福井県教科用図書選定審議会の審議内容

第1回福井県教科用図書選定審議会

日 時	平成26年4月24日（木）10:00～12:00
会 場	県庁 2F 中会議室
次 第	1 開会 2 教育長あいさつ 3 委員の紹介 4 会長および副会長選出 5 会長あいさつ 6 採択の仕組みおよび手順についての説明 7 諮問事項についての説明、審議 8 閉会

【概要】

- ・教科用図書採択の仕組みや手順と諮問事項について事務局が説明
- ・採択基準について審議し、決定
- ・県の調査員について審議し、教科用図書の採択に関する調査研究するために、各採択地区から各教科1名ずつ計9名委嘱することが決定
- ・採択地区協議会の設置等所要の事項について審議し、決定

第2回福井県教科用図書選定審議会

日 時	平成26年6月4日（水）10:00～12:00
会 場	県庁 6F 大会議室
次 第	1 開会 2 諮問事項の確認 3 調査員会について報告 4 小学校教科用図書選定資料について審議 5 閉会

【概要】

- ・諮問事項の確認について事務局が説明
- ・調査員会について事務局が報告
- ・見本教科書を閲覧し、選定資料について審議し、決定

第3回福井県教科用図書選定審議会

日 時 平成26年6月10日(火) 10:00~12:00

会 場 県庁 6階 大会議室

次 第 1 開会

2 審議事項

(1) 学校教育法附則9条一般図書の選定資料等についての審議

(2) 答申案についての審議

(3) その他

3 閉会

【概要】

- ・一般図書の調査員会について事務局が報告
- ・見本本を閲覧し、一般図書の選定資料等について審議し、決定
- ・答申について審議し、決定
- ・採択事務に関する情報の公開について事務局が説明

平成27年度使用公立小学校教科用図書採択結果

教科(種目)	福井・高志地区	坂井地区	奥越地区	丹南地区	嶺南地区
国語(国語)					
国語(書写)					
社会(社会)					
社会(地図)					
算数(算数)					
理科(理科)					
生活(生活)					
音楽(音楽)					
図画工作(図画工作)					
家庭(家庭)					
体育(保健)					

採択地区を構成する市町

採択地区	採択地区を構成する都市の名称
福井高志	福井市、永平寺町
坂井	あわら市、坂井市
奥越	大野市、勝山市
丹南	越前市、鯖江市、池田町、越前町、南越前町
嶺南	敦賀市、小浜市、美浜町、若狭町、高浜町、おおい町

福井県義務教育諸学校教科用図書採択基準

1 市町（立）小学校において使用する教科用図書の採択指導について

- (1) 「無償措置法」第13条第1項および第3項の規定により、採択地区内においては種目ごとに同一の教科用図書を採択すること。
- (2) 採択地区内において種目ごとに同一の教科用図書を採択するために、採択地区内の関係教育委員会等の共同の協議機関としての教科用図書採択地区協議会（以下「地区協議会」という）を設置し、所期の目的が達成されるようすること。
- (3) 採択に当たっては、教育委員会の責任を明らかにする方法によって行い、教職員の投票などにより決定することのないようにすること。
- (4) 採択地区内において、種目ごとに同一の教科用図書を採択するときは、選定審議会の答申に基づく福井県教育委員会の教科用図書選定資料を十分に活用すること。

2 小学校・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択指導について

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択に当たっては、選定審議会の答申に基づく福井県教育委員会の「一般図書選定資料（小学校・中学校特別支援学級および国立大学法人附属特別支援学校）」を十分に活用すること。

3 国立大学法人附属特別支援学校の小学部・中学部で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択指導について

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択に当たっては、選定審議会の答申に基づく福井県教育委員会の「一般図書選定資料（小学校・中学校特別支援学級および国立大学法人附属特別支援学校）」を十分に活用すること。

4 県立特別支援学校の小学部・中学部で使用する教科用図書の採択について

文部科学省検定教科書を採択する場合は、その学校が所在する採択地区と同種の教科書の当該学年または下学年のものを採択する。

文部科学省検定教科書および文部科学省著作教科書以外の学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択に当たっては、選定審議会の答申に基づく福井県教育委員会の「一般図書採択目録（県立特別支援学校）」から採択する。

5 学校、市町教育委員会および地区協議会との採択事務体制について

市町教育委員会、嶺南教育事務所および地教委連絡協議会に勤務する指導主事、国立大学法人附属学校および私立学校に勤務する教員を教科用図書採択事務連絡協議会委員に委嘱し、採択事務の適正な執行を図ること。

6 その他留意事項について

教科用図書採択の公正確保については十分に留意し、発行者の過大な宣伝に惑わされることのないようにすること。

平成26年度使用 公立小学校教科用図書について

種 目	福井・高志地区	坂井地区	奥越地区	丹南地区	嶺南地区
国 語	光村図書出版	光村図書出版	光村図書出版	光村図書出版	光村図書出版
書 写	光村図書出版	光村図書出版	光村図書出版	光村図書出版	光村図書出版
社 会	東京書籍	東京書籍	東京書籍	東京書籍	東京書籍
地 図	東京書籍	帝国書院	帝国書院	東京書籍	帝国書院
算 数	新興出版社啓林館	新興出版社啓林館	新興出版社啓林館	新興出版社啓林館	新興出版社啓林館
理 科	東京書籍	東京書籍	東京書籍	東京書籍	東京書籍
生 活	東京書籍	東京書籍	東京書籍	東京書籍	新興出版社啓林館
音 楽	教育芸術社	教育芸術社	教育芸術社	教育芸術社	教育芸術社
図画工作	日本文教出版	東京書籍	日本文教出版	日本文教出版	日本文教出版
家 庭	開隆堂出版	開隆堂出版	開隆堂出版	開隆堂出版	開隆堂出版
保 健	学習研究社	東京書籍	学習研究社	学習研究社	東京書籍

採択地区を構成する市町村

採択地区	採択地区を構成する都市の名称 () は郡に含まれる町名
福井高志	福井市・吉田郡(永平寺町)
坂 井	あわら市・坂井市
奥 越	大野市・勝山市
丹 南	越前市・鯖江市・今立郡(池田町)・丹生郡(越前町)・南条郡(南越前町)
嶺 南	敦賀市・小浜市・三方郡(美浜町)・三方上中郡(若狭町)・大飯郡(高浜町、おおい町)